

# 陸水物理学会 会則

## 第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、陸水物理学会 (The Japanese Society of Physical Hydrology) という。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、陸水学に関する研究を進展させ、会員相互ならびに国際間の学術交流を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を果たすために、本会は次の事業を行う。

(1) 学術大会の開催

(2) 総会ならびに例会の開催

(3) Hydrology の研究に必要な会誌、会報および情報交換誌 (Newsletter) の発行

“陸水物理学会誌” (Journal of the Japanese Society of Physical Hydrology)

“Waternews” (Newsletter on Activity of Hydrological Science)

(4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(事業年度)

第4条 会の事業年度及び会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第三章 会員

(会員)

第5条 本会会員は本会の目的・趣旨に賛同する正会員、学生会員、賛助会員をもって構成する。

正会員は本会の目的・趣旨に賛同する個人とする。

学生会員は、研究生等を含む大学院生、学部学生からなり、本会の目的・趣旨に賛同する個人とする。

賛助会員は本会の目的・趣旨に賛同し、これを賛助する個人または団体とする。

第6条 本会の会員は以下の権利を有する。

正会員 総会における投票権。役員選挙権及び被選挙権。会誌への投稿。会誌の受領。学術大会における発表。学会情報の受領・メーリングリストへの参加。

学生会員 会誌への投稿。会誌の受領。学術大会における発表。学会情報の受領・メーリングリストへの参加。

賛助会員 会誌への投稿。学術大会における発表。

(会費)

第7条 会員は次の会費を納付しなければならない。

年会費 正会員 2,000 円、学生会員 1,000 円、賛助会員 10,000 円

## 第四章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名，運営委員会委員長 1 名，編集委員長 1 名，運営委員会委員 若干名。

（会長）

第 9 条 会長は本会を代表し，毎年一回以上総会及び運営委員会を招集しなければならない。会長に事故ある場合は運営委員会委員長がこれを代行する。

（運営委員会委員長）

第 10 条 運営委員会委員長は，運営委員会を主宰し，会務を総括する。

（編集委員長）

第 11 条 編集委員長は，編集委員会を主宰し，会誌の編集を総括する。

（役員を選任）

第 12 条 会長，運営委員長，編集委員長の選出は，運営委員会の議を経て被推薦者を選出し，総会での決議による。運営委員会委員は会長の指名による。会長，運営委員会委員長，編集委員長の任期は 3 年とするが，再任を妨げない。

第 13 条 会計監査は正会員の中から運営委員会によって選出される。

第 14 条 役員に欠員が生じ補充が必要なときは，運営委員会の議を経て総会での決議を得なければならない。

## 第五章 編集

### 第 15 条（編集委員）

会誌の発行のために，編集委員会を設け，編集委員若干名をおく。編集委員は編集委員長の提案により，運営委員会の了承を経て会長が委嘱する。任期は 3 年とし，再任を妨げない。

### 第 16 条（編集委員会）

編集委員会の運営については，別途に定める編集委員会細則によるものとする。

## 第六章 表彰

### 第 17 条（表彰）

本会に，学会賞として，陸水物理学会学術賞，陸水物理学会功績賞，陸水物理学会奨励賞，陸水物理学会論文賞，陸水物理学会優秀発表賞，陸水物理学会学生優秀発表賞を設ける。これらの賞の選考は，運営委員会から選出された選考委員からなる選考委員会が行い，運営委員会の議を経て会長が決定する。

## 第七章（会則の変更）

第 18 条 本会則は総会における議決によって変更することができる。

1984 年 9 月 26 日制定

2005 年 9 月 19 日改正

2014 年 12 月 6 日改正

2019 年 3 月 1 日改正

2021 年 12 月 25 日改正

2023 年 2 月 8 日改正